

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則（規則第二〇号）

- 1 武雄土木事務所の道路課及び河川課並びに神埼、鳥栖及び鹿島の各土木事務所の道路河川課を廃止し、これらの土木事務所に工務課を置くこととした。

（第三条関係）

- 2 道路、河川等の維持及び修繕に関する事務を、各土木事務所（唐津土木事務所を除く。）の工務課において行うこととした。（第四条関係）

- 3 佐賀土木事務所の公園管理事務を管理課において行うこととした。（第四条関係）

- 4 その他所要の改正を行うこととした。

- 5 この規則は、平成二三年四月一日から施行することとした。

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第二一号）

- 1 佐賀中部農林事務所の筑後川開発室を廃止することとした。（第三条、第四条、第六条及び第七条関係）

- 2 鹿島農林事務所の建設課を廃止し、農村農地課内に建設担当を置くこととした。（第三条及び第四条関係）

- 3 所長が専決できる事務のうち、所長が定めるものについて、副所長が専決することができることとした。（第九条関係）

- 4 その他所要の改正を行うこととした。

- 5 この規則は、平成二三年四月一日から施行することとした。

佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則の一部を改正する規則（規則第二二号）

- 1 企画調査課を廃止し、同課の事務を建設課が所掌することとした。（第二条及び第三条関係）

- 2 所長が専決できる事務のうち、所長が定めるものについて、副所長が専決することができることとした。（第七条関係）

- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成二三年四月一日から施行することとした。
地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二三号）
- 1 市町が住宅移転補助事業を行うに必要な事務に要する経費を市町に対する補助の対象としないこととしたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
（第八条、第九条、第一三条、別表関係）
- 2 補助対象者から暴力団、暴力団員等を除外することとした。（第三条、第一二条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。